

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第一号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の見出し中「歳入等」の下に「及び収納の方法」を加え、同条に次の一号を加える。

十 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第九項の規定により納付される放置違反金に相当する金額

第四十二条の二に次の一項を加える。

2 法律第二百四十三条の二の五第二項に規定する知事が定める方法は、納付書兼領収書その他の納入に関する書類により収納する方法とする。

第九十四条第一項中「これを封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければ」を「電子情報処理組織（正当な権限を有しない者が当該電子情報処理組織によつて記録し、及びその内容を閲覧することを防止するための措置が講じられているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）によつて記録しなければ」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による電子情報処理組織による記録は、予定価格調書を封書にし、開札の際これを開札場所に置くことをもつて代えることができる。

第九十五条中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に改め、「封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければ」を「電子情報処理組織によつて記録しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による電子情報処理組織による記録は、封書にし、開札の際これを開札場所に置くことをもつて代えることができる。

第一百三十五条第五項中「第九十四条第二項及び第三項」を「第九十四条第三項及び第四項」に改める。

第一百三十五条第二項中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車税の種別割又は自動車税の環境性能割」に、「自動車税等」を「自動車税の種別割等」に改める。

様式第三十七号（六）及び様式第三十七号（七）中

| | |
|------------------------|---------------|
| 自動車取得税 | 自動車税 |
| 環境性能割 自動車税 (種別割) | 自動車税 (種別割) |

「納付日 自動車取得税 延滞金 計 区分 納付日 自動車

| | | | | | | |
|----|-----|-----|---|-----|---------------|---|
| 車税 | 延滞金 | 加算金 | 計 | 納付日 | 自動車税 環境性能割 | 延 |
|----|-----|-----|---|-----|---------------|---|

| | | | | | | | |
|----|---|----|-----|---------------|-----|-----|--|
| 滞金 | 計 | 区分 | 納付日 | 自動車税 (種別割) | 延滞金 | 加算金 | |
|----|---|----|-----|---------------|-----|-----|--|

計
に改める。

様式第三十八号（一）から様式第三十八号（三）までを次のように改める。

| | |
|------------------------|--------------------------------|
| 検 査 調 書 (工 事) | |
| 年 月 日 | |
| 下記のとおり検査いたしました。 | |
| 検査員職氏名 | |
| 記 | |
| 検 査 年 月 日 | 年 月 日 |
| 検 査 意 見 | |
| 区 分 | 内 容 |
| 工 事 名 | 公共 県単 |
| 工 事 場 所 | |
| 請 負 者 住 所 | |
| 請 負 者 氏 名 | |
| 代 表 者 氏 名 | |
| 請 負 代 金 額 | 円 |
| 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 完 成 年 月 日 | 年 月 日 |
| 契 約 方 法 | 1 一般競争入札 2 指名競争入札 3 随意契約 |
| 検 査 に 使 用 し た 書 類 名 | |

備考 1 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

2 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第38号(2) (第48条、第89条の2関係)

検 査 調 書

年 月 日

下記のとおり検査いたしました。

検査員職氏名

記

| 納 入 場 所 | | | | | |
|------------------|------------|-------|-------|-----|-----|
| 納入期限又は 納入期日 | 年 月 日 | | | | |
| 品 目 | 規格・ 銘柄等 | 数 量 | 価 格 | | 摘 要 |
| | | | 単 価 | 金 額 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 納 入 者 住 所 | | | | | |
| 納 入 者 氏 名 | | | | | |
| 代 表 者 氏 名 | | | | | |
| 契約履行の届出 を受けた日 | 年 月 日 | 検査年月日 | 年 月 日 | | |
| 検 査 場 所 | | | | | |
| 検 査 意 見 | | | | | |
| 検査に使用した 書類名 | | | | | |

- 備考 1 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。
- 2 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

検査調書(委託)

年 月 日

下記のとおり検査いたしました。

検査員職氏名

記

| 区 分 | 内 容 |
|---------------------------|---------------|
| 委 託 内 容 | |
| 契 約 額 (総 額) | 円 |
| 今 回 履 行 額 | 円 |
| 契 約 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 今 回 履 行 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 検 査 年 月 日 | 年 月 日 |
| 契約の相手方法人名・ 個人氏名・屋号・支店名 | |
| 契約の相手方住所 | |
| 契約の相手方代表者氏名 | |
| 検 査 場 所 | |
| 検 査 意 見 | |
| 検 査 に 使 用 し た 書 類 名 | |

備考 1 検査に使用した書類名の欄には、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類等検査に使用した書類名を記載すること。

2 この様式により難しいものにあつては、別にこの様式に準じて作成することができる。

様式第百十二号(六)の注之中「ハクニキ」の下に「ハクニキ」を、
「ハクニキ」の下に「ハクニキ」を加える。

様式第百十二号(七)を様式第百十二号(八)とし、様式第百十二号(六)の
次に次の一様式を加える。

様式第112号(7) (第219条関係) (検査計算書)

| | | | |
|---|---------------------------|---------------|-------|
| 年度 現金受払計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) | | | |
| 1 自店収納分 (自店において「収納日記票」を作成したもの) | | | |
| 区 分 | | 件 数 | 収 納 額 |
| ア 一 般 | | | |
| 内 訳 | (F41) によるもの | | |
| | (F43) によるもの | | |
| | (F44) によるもの | | |
| | (F46) によるもの | | |
| イ 県税関係 (F42) | | | |
| 内 訳 | さいたま県税事務所 | | |
| | 川口県税事務所 | | |
| | 自動車税事務所(03) | | |
| | 川越県税事務所 | | |
| | 飯能県税事務所 | | |
| | 東松山県税事務所 | | |
| | 秩父県税事務所 | | |
| | 本庄県税事務所 | | |
| | 熊谷県税事務所 | | |
| | 行田県税事務所 | | |
| | 春日部県税事務所 | | |
| | 越谷県税事務所 | | |
| | 朝霞県税事務所 | | |
| | 所沢県税事務所 | | |
| | 上尾県税事務所 | | |
| | 自動車税事務所(30) | | |
| 税務課 (データ伝送による口座振替分) | | | |
| ウ=ア+イ 収納額計 | | | |
| 処 理 内 容 | エ 払込みした額 | | |
| | オ 払込みを翌月 に繰越した額 | 月 日 収納分 | |
| カ 前年度収納分で払込みした額 | | | |
| キ=エ+カ 払込額計 | | | |
| 2 自店収納分 (「収納日記票」を作成していないもの) | | | |
| 区 分 | | 収 納 額 | 払 込 額 |
| ク 収納額 | | | |
| 処 理 内 容 | ケ 払込みした額 | | |
| | コ 払込みを翌月へ繰越した額 (月 日 受入分) | | |
| サ 前年度受入分で払込みした額 | | | |
| シ=ケ+サ 払込額計 | | | |
| 3 他店収納分 (他店において「収納日記票」を作成したもので、払込みを受けたもの) | | | |
| 区 分 | | 受 入 額 | 払 込 額 |
| ス 払込みによる受入額 | | | |
| 処 理 内 容 | セ 払込みした額 | | |
| | ソ 払込みを翌月へ繰越した額 (月 日 受入分) | | |
| タ 前年度受入分で払込みした額 | | | |
| チ=セ+タ 払込額計 | | | |
| 4 第125条第2項の規定により、収納済通知情報を送信した場合の収納分 | | | |
| 区 分 | | 件 数 | 収 納 額 |
| ツ 収納済通知情報を送信した場合の収納額 | | | |
| 5 取扱額の総計 | | | |
| 区 分 | | 収 納 及 び 受 入 額 | 払 込 額 |
| テ=ウ+ク+ス 収納及び受入額の小計 | | | |
| ト=ツ+テ 収納及び受入額の総計 | | | |
| ナ=キ+シ+チ 払込額の総計 | | | |
| 上記のとおり提出します。 | | | |
| (宛先) | | 年 月 日 | |
| 埼玉県会計管理者 | | 店 | |
| 注1 検査日の属する年度とその前年度について作成すること。 | | | |
| 注2 払込みによらず振替又は振込みにより処理している場合は、「払込み」を「振替」又は「振込み」に読み替えること。 | | | |
| 注3 第4項については、統轄店、指定代理金融機関及び収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)の埼玉県内代表店並びに株式会社ゆうちょ銀行が検査を受ける際に記載すること。 | | | |

第二条 埼玉県財務規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「基金に係る」を削る。

第二百九条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（飯能高等学校、川越特別支援学校、川口特別支援学校、春日部特別支援学校、三郷特別支援学校、上尾特別支援学校、狭山特別支援学校、久喜特別支援学校、大宮北特別支援学校、越谷西特別支援学校、騎西特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除く。）、警察署及び警察学校を除く。）の項中「飯能高等学校、」を削る。

第二百十六条の見出しを「（検査員による検査）」に改め、同条中「実地に」を削る。

様式第百十二号（八）の注3中「検査口営業開始現在」を「検査対象期間末日の継続」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。